

議案第15号

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月28日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例

匝瑳市消防団条例（平成18年匝瑳市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第10条中「出勤」を「出動」に、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第3項を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、別表第2に掲げる額の出動報酬を支給する。

第14条第4項中「報酬及び前項の費用弁償」を「年額報酬及び出動報酬」に改める。

別表第1中

「

報酬年額
110,000円
76,000円
61,000円
43,000円
37,000円
29,000円
25,000円
ただし、機能別消防団員は、10,000円

」を

「

報酬額（年額）
156,000円

112,000円
68,000円
50,000円
41,500円
37,500円
36,500円
ただし、機能別消防団員は、12,000円

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

出動区分			報酬額（1日につき）
災害出動	火災	4時間以上	8,000円
		4時間以上（放水等の活動を伴わない場合）	4,000円
		2時間以上4時間未満	4,000円
		2時間以上4時間未満（放水等の活動を伴わない場合）	2,000円
		2時間未満	2,000円
		2時間未満（放水等の活動を伴わない場合）	1,000円
	その他	4時間以上	8,000円
		4時間未満	4,000円
警戒出動	4時間以上		4,000円
	4時間未満		2,000円
訓練出動	4時間以上		4,000円
	4時間以上（消防操法に係る訓練で、出場隊員以外の場合）		2,000円

	4 時間未満	2, 0 0 0 円
	4 時間未満 (消防操法に係る訓練で、出 場隊員以外の場合)	1, 0 0 0 円
その他の 出動	4 時間以上	4, 0 0 0 円
	4 時間未満	2, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の予算に係る報酬及び費用弁償から適用する。

(参考)

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																				
<p>第1条～第9条 略 (服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって<u>出勤</u>し、職務に従事するものとする。ただし、<u>招集を受けない場合</u>であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 略 (報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条 団員に対して、別表第1に掲げる額の<u>年額報酬</u>を支給する。ただし、新入者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。</p> <p>2 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、別表第2に掲げる額の<u>出勤報酬</u>を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>年額報酬及び出勤報酬</u>は、年2回に分けて、10月及び翌年4月に支給する。</p> <p>第15条 略 附 則 略 別表第1 (第14条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級名</th> <th>報酬額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>112,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>68,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級名	報酬額 (年額)	団長	156,000円	副団長	112,000円	分団長	68,000円	副分団長	50,000円	<p>第1条～第9条 略 (服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって<u>出勤</u>し、職務に従事するものとする。ただし、<u>招集を受けない場合</u>であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 略 (報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条 団員に対して、別表第1に掲げる額の<u>報酬</u>を支給する。ただし、新入者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定する場合を除き、団員には、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。</u></p> <p>4 <u>報酬及び前項の費用弁償は、年2回に分けて、10月及び翌年4月に支給する。</u></p> <p>第15条 略 附 則 略 別表第1 (第14条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級名</th> <th>報酬年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>76,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>43,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級名	報酬年額	団長	110,000円	副団長	76,000円	分団長	61,000円	副分団長	43,000円
階級名	報酬額 (年額)																				
団長	156,000円																				
副団長	112,000円																				
分団長	68,000円																				
副分団長	50,000円																				
階級名	報酬年額																				
団長	110,000円																				
副団長	76,000円																				
分団長	61,000円																				
副分団長	43,000円																				

部長	41,500円
班長	37,500円
団員	36,500円
ただし、機能別消防団員は、12,000円	

別表第2 (第14条関係)

出動区分		報酬額 (1日につき)
災害出動	火災	8,000円
	4時間以上	4,000円
	4時間以上 (放水等の活動を伴わない場合)	4,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	2時間以上4時間未満 (放水等の活動を伴わない場合)	2,000円
その他	2時間未満	2,000円
	2時間未満 (放水等の活動を伴わない場合)	1,000円
	4時間以上	8,000円
警戒出動	4時間以上	4,000円
	4時間未満	2,000円

部長	37,000円
班長	29,000円
団員	25,000円
ただし、機能別消防団員は、10,000円	

別表第2 (第14条関係)

支給対象	支給額
教養訓練その他の訓練に参加した団員	1回につき 1,000円以内
火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000円以内
災害現場に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000円以内
ポンプ点検整備に従事した団員	1回につき 200円以内

<u>訓練出動</u>	<u>4時間以上</u>	<u>4,000円</u>
	<u>4時間以上（消防操法に係る訓練で、 出場隊員以外の場合）</u>	<u>2,000円</u>
	<u>4時間未満</u>	<u>2,000円</u>
	<u>4時間未満（消防操法に係る訓練で、 出場隊員以外の場合）</u>	<u>1,000円</u>
	<u>4時間以上</u>	<u>4,000円</u>
	<u>4時間未満</u>	<u>2,000円</u>
<u>その他の出動</u>		